

GOOD LIVING HEADLINE

ビジネス
ユーザーの皆様へ
**9
2020**

商品のトレンドや新しい制度などお役に立つ情報を、日頃お引き立ていただいているビジネスユーザーの皆様に発信します。

建設業でも進む

電子契約の基礎知識

コロナ禍でテレワークが推進される中、注目される「電子契約」。政府が「脱ハンコ宣言」を行ったことで、建設業においても今後は請負契約などの電子化が進みそうです。今回は、電子契約導入にあたって知っておきたい基礎知識と具体的なメリットなどをご紹介します。



電子契約とは？

紙の書面と押印によって締結していた契約に代わり、電子署名とタイムスタンプを付与した電子データをインターネットや専用回線で交わして締結する契約方式のこと。2001年以降『電子署名法』『電子帳簿保存法』などの法整備が進み、多くの契約の電子化が認められています。

形式	紙の契約書	電子契約
押印	印鑑	電子署名
改ざん防止	契印・割印	タイムスタンプ
送付	郵送or持参	インターネット通信
印紙	必要	不要

出典：総務省

暗号技術を用いた「電子署名」で不正を防止

電子署名とは、公開鍵暗号方式を用いて、電子データ作成者へのなりすましやデータの改ざんがないことを証明する仕組みです。データ作成者は「秘密鍵」でデータを暗号化し、ペアとなる「公開鍵」をつけて送信。受信側は公開鍵を使って電子データを復号化。一致していれば正規のデータであることが証明されます。

簡単に導入できる電子契約サービスが普及

従来は電子契約を行う者が署名鍵を準備し、これを入れたICカードを保有するといった不便がありました。現在は事業者が署名鍵を準備し利用者に提供する電子契約サービスが普及。手間をかけず手軽に電子契約を導入しやすくなりました。



電子契約導入のメリット



契約業務のスピードアップ

紙の契約書のように、印刷・製本・押印・郵送し、相手方の押印・返送を待つ必要がなく、契約はインターネット上で完結するため、作業効率が大幅にアップします。

印紙税などコスト削減

電子契約は印紙税の課税対象とされないため、印紙税がかかりません。また、電子データは、紙の契約書のように保管場所や保管コストに悩む必要がありません。

コンプライアンス強化

契約データの閲覧権限の管理やバックアップが容易になり、リスクマネジメントの観点からもコンプライアンス強化につながります。

出典：総務省(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/pdf/090611_1.pdf)

裏面に続きます▶



建設業での電子契約導入

電子契約の導入には相手の承諾が必要

建設業法では、相手の承諾を得た上で建設工事の請負契約の電子化が認められています。

電子化が認められているもの

- 建設工事の請負契約
- 下請会社に対する受発注書面
- 現場代理人の書面通知
- 監督員の書面通知など

電子化が認められない契約

法的に認められ普及が進む電子契約ですが、不動産に関する契約など、書面が必須の契約も残っています。

書面が必須の契約の例

- 定期借地・定期建物賃貸借契約
- 宅地建物売買等媒介契約
- マンション管理業務委託契約
- 労働者派遣個別契約など

出典:衆議院(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/15020001127126.htm) 公正取引委員会(<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/article3.html>)

おうちでショールームアドバイザーへ水まわり相談!

ハウステックのオンライン接客

子育てや介護で忙しくても、新型コロナが心配でも、オンラインなら気軽に相談できます!
お施主様と一緒にハウステックのオンライン接客をご利用ください。



工務店様



お施主様と一緒に
ご参加

お施主様



オンラインで
カラーシミュ
レーション

ショールーム
アドバイザー



オンライン
カタログや
動画で
ご説明

STEP.1

お近くの
ショールームを
電話で予約

STEP.2

前日に
ショールームから
メールでご招待

STEP.3

お困りごとや
希望を
プロにご相談

STEP.4

商品の説明や
プランのご提示

※お見積りやプレゼンボードの
作成は後日となります。

完全予約制

所要時間 約60分

対応時間 平日 10:00~16:00

※本サービスではオンラインアプリ『Zoom』を利用します。ご利用にはインターネット環境とカメラとマイクが完備されているスマートフォン・パソコン・タブレットのいずれかが必要となります。
※本サービスのご利用により発生する通信料はお客様のご負担となります。ご利用の環境により通信料が発生する場合がございますのでご注意ください。

編集後記

2001年4月の建設業法改正で建設業においても電子契約が認められましたが、実態は紙の書面と印鑑による契約がほとんどで、電子契約の導入はなかなか進みませんでした。電子契約の本格的な導入には、業務フローの見直しや取引先の合意を得ることなどのハードルがあるのも事実。しかし、コスト削減や業務効率化といったメリットを考えれば、多少のハードルは乗り越える価値があるものでしょう。コロナ禍の今が、変革のチャンスです。